

わたしたちについて

私たちは、不登校の子ども本人と、その親たちの集まりです。

2019年7月、フリースクール 内で起きた性被害の裁判の和解の記事を知りました。

原告の方が、和解後、これからフリースクールなどに居場所を置く子どもたちが被害を受けないよう会見を開いたという内容の報道です。

私たちの子どもと同じ年頃に、ご自身に理不尽に降りかかった出来事に長いあいだくるしんだこの原告の方は、長い裁判を闘い、これからもその苦しみと向き合っていかなざるをえないのだと思いました。

その報道はとても小さなもので、その報道の後も当該の事業者は改善策や処分を明らかにすることなく不登校に関する事業を進めていました。

私たちは大変に驚き、不安になりました。

不登校の子どもたちの多くは、学校を自分の居場所と定めることができない経験を持った子どもたちです。その子どもたちが新しく居場所ときめ、受け入れられたところで性被害を受けるということは、もう一度居場所をなくすということです。それは単純なことではありません。

もとより性犯罪はあってはならないことです。安心安全でなければならない居場所で圧倒的な立場の差を利用した性犯罪は絶対にあってはならないことです。

残念ながら、子どもに関わる事業を行う事業者が、明確に性被害防止の基準を示していることがとても少ないのが現状です。

私たち不登校の子どもたちとその親は、平素、お互いにとても繋がりにくい環境にいます。

ですが、この度、私たち当事者のこの不安の声を「性被害防止のガイドライン」の形で作成することとしました。

フリースクールをはじめとする子どもの学びの場所、居場所において性被害を防止するためのガイドラインを作成し、当事者の声として提言をいたします。

繰り返しとなりますが、性被害を含む虐待、差別、搾取は圧倒的な力の差のもとに起こる犯罪です。性被害が起こらないための基準が示されないままでは、「学び」も「繋がり」もありえません。

性被害防止の基準によって守られるのは、関係するすべての子どもたち、保護者、スタッフ、事業者です。不登校、こどもの居場所をめぐる活動が活発になってきた現在、子どもの安全安心に関する基準が後回しになることなく導入されることを願っています。

2019年10月23日

フリースクール・子どもの居場所における性被害防止ガイドライン作成委員会